シリーズ: 子どもの権利 子どもの権利条例委員会第2回報告~「子どもにやさしいまち」の実現にむけて~

12月1日、泉南市子どもの権利条例委員会は、竹中市長に第2回報告書を提出しました。条例が施行された平成24年10月から現在までの運営状況や事業の実施状況を検証し、成果や課題がまとめられました。運営状況(「子どもにやさしいまち」という大きな目的に向かって、総合的にみてどうなのか)については、下記の3点について意見をいただきました。

- ①条例を積極的に広報し、条例を推進する市の体制を確立すること
- ②子どもの意見表明や参加を大切に、 さまざまな機関において実施すること
- ③子どもが人権救済を受けることができる相談・救済の仕組みを整えること、 その際子どもにとって相談しやすく、 より実効性のあるものとすること

①については、条例を知ってもらう ということと、推進していくことの大 切さについて話し合われました。②に ついては、子どもは社会の一員として、 自分が必要とされることで力を発揮す ること、また、おとなはその姿を見る ことで、子どもをパートナーとして見 るようになることなどが話し合われま した。③については、子どもは安心し た居場所でこそ、相談するものである とともに、身近にいるおとなの存在が 大変大きい、また解決の方法も、おと なだけが考えるのではなく、子どもの 意見や気持ちを反映させることが大切

であるとの話が出されました。

今年も、この報告書に書かれている ことをもとに、施策を展開していきた いと考えています。今回の報告は、市 ウェブサイトや市役所情報公開コーナー で公開します。



【**問合せ**】泉南市子どもの権利に関する条例事務局(人権教育課☎483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)